

第2回河南町協働のまちづくり推進会議 議事録

日 時：平成30年10月26日(金)午前10時～12時

場 所：役場4階 大会議室北

出席者：委員）若生会長、村元副会長、中川委員、佐々木委員、浅野委員
清水委員、谷口委員、柴田委員、石原委員、森田委員
事務局）総合政策部 上野部長、秘書企画課 梅川課長、大宅

1. 開会

若生会長：

第1回目の会議では、協働のまちづくりの現状や課題について意見交換を行った。そこでは、条例第6章（第10条、第11条）の住民参画について、協働のまちづくりをもっと推進していくうえで望ましい住民参画の具体的な方法について意見があった。

第1回目の会議で、河南町まちづくり戦略及び関連人口の年齢別構成グラフを事務局に依頼していたので、その説明を事務局にお願いする。

2. 河南町ひとづくりビジョン（人口ビジョン）及び河南町まちづくり戦略（総合戦略）について

事務局：

資料1が河南町ひとづくりビジョン（人口ビジョン）の概要版となっている。今後、日本の人口は減少時代に突入し、河南町の人口も平成17年国勢調査の17,545人をピークに平成22年国勢調査では減少に転じ、今後も減少していくと推計されていることから、子育てや教育の充実などにより、住みたいまち、住み続けたいまちを目指して戦略をたて、河南町が目指す平成72年の将来人口ビジョンは、17,000人としている。

その戦略が、河南町まちづくり戦略（総合戦略）に示されており、資料2が概要版となっている。大きく6つの施策体系にわけ、体系ごとの主たる取り組みを示している。その中でも第1回目の会議で指摘のあった事項について、総合戦略での主要施策を紹介する。情報発信の策としては、道の駅のホームページの開設や、ガイドマップの作成などがある。若者・定年者発掘の具体策では、I・J・Uターン等による移住希望者を支援するため、三世代同居・近居支援事業や第2子保育料無料化を実施している。住民参画のきっかけづくりでは、約12,000人が参加した「だんじりパレード」があった。

若生会長：資料1では、2060年に17,000人を目指すということでした。資料2では、具体的にまちづくりの戦略として、6つの柱に基づいて取り組みを進めていくということでした。総合戦略について、何かございますか。

〈総合戦略と協働のまちづくりの位置づけについて〉

清水委員：総合戦略を平成 28 年 3 月に策定され、平成 72 年のまちのビジョンの中で、協働のまちづくりの項目が「自然、文化を発信する観光のまち」であがっている。いつの間にか、総合戦略の全体図（資料 2）では、協働のまちづくりの推進は、「笑顔いきいきかなん」に変換されて出てきている。そのあたりについて事務局から説明を。協働のまちづくりという考え方を事務局はどう考えているのか。

事務局：総合戦略は、平成 72 年のまちのビジョンを 6 つに表したものであり、その具体的な内容を施策体系の 6 つに分け、そのうちの「笑顔いきいきかなん」で「人々がつながり多様な世代が交流・活躍できる地域づくり」を行うには、協働のまちづくりが必要ということで、主たる取り組みの中に協働のまちづくりを入れている。

佐々木委員：協働のまちづくりは、「笑顔いきいきかなん」の中だけにしか繋がらないのか。全体にかかることではないのか。

事務局：「笑顔いきいきかなん」にしか掛からないという訳ではない。

若生会長：総合戦略は人口ビジョンを行うために協働のまちづくりがあるというそういう位置づけでは。

事務局：そのとおりである。

佐々木委員：説明がおかしかった。

若生会長：資料 1、2 はまちづくりの確認ということで、本論に入っていきたい。

清水委員：私は、総合戦略策定時のタウンミーティングの資料にしたがって説明を求めている。平成 28 年 1 月に町が出された資料。その資料では、「自然、文化を発信する観光のまちづくり」に協働のまちづくりがあるという位置づけになっている。それがいつの間にか、「笑顔いきいきかなん」で固められている。その整合性を事務局に説明いただいてから、本論に入っていっていった方がいいのでは。まちづくりという考え方があまりにも曖昧である。

柴田委員：平成 28 年 1 月の資料の何ページのどこか。

清水委員：6 ページの一番下。「自然、文化を発信する観光のまち」のカテゴリーに協働のまちづくりが入っている。そのカテゴリーが全体像になったときに新たなものになっている。

柴田委員：一番下の「自然、文化を発信する観光のまち」が全体像に入っていないということをおっしゃっているのか。9 ページには総合戦略の全体像がある。当時にその文言があり、総合戦略の全体像も一緒に提示されている。

清水委員：その理屈を知りたい。

若生会長：「自然、文化を発信する観光のまち」というところから、この 6 つのビジョンになって消えているところが清水委員はお聞きしたいとのことだと思う。（5）「田舎わくわくかなん」の①「自然の豊かさを実感し、訪れてよかった・住んでみたいと思えるまちづくり」にその部分が入っていると考えてよろしいか。

事務局：そのとおりである。

若生会長：「自然、文化を発信する観光のまち」は、全体像の（5）「田舎わくわくかなん」で取り入れられているとのこと。

〈条例の位置づけについて〉

中川委員：かなんまちづくり基本条例は、河南町の最高規範ということでよい。河南町のすべての戦略は、この基本条例に整合するという認識でよい。

事務局：条例策定時にその議論があり、他自治体では自治基本条例という条例名のところもある。最高規範にするかどうかについて、河南町はしないという結論が出ている。

佐々木委員：理由は。責任がもてないからか。

中川委員：最高規範でなければすべて満たさないのでは。まちづくり基本条例と名前が違うが、趣旨としては一緒だと思う。国は、住民基本条例は最高規範ということで位置づけされていると思うが、河南町はしないということなのか。河南町の最高規範は何なのか。

事務局：条例のトップという位置づけはしないという結論がでた。かなんまちづくり基本条例は、住民が主役となるまちづくりを実現していくための基本的な考え方やルールを定めたもの。最高規範にはしていないが、この条例に基づいて住民・議会・行政が手を取り合ってまちづくりをする。

若生会長：この議論は、まちづくり条例の本題の話になるので、事務局の話がすべて終わってからにしたいかと思います。

〈人口ビジョン、総合戦略について〉

中川委員：資料1、人口ビジョンについて。国が出している2060年か2100年かの日本人口は8600万人に減少する。国は総合戦略を掲げて1億人をキープしようという戦略。河南町の人口ビジョンは、2060年に8,900人を17,000人に持っていくという人口ビジョンになっているが、かなり厳しいものだと思う。人口ビジョンに大幅に差が出たとしても、総合戦略は成り立つものか。

事務局：17,000人を目標にするために、こういう戦略をする。こういう戦略をしていけば17,000人の目標に達するのではないかという施策を出している。

中川委員：2060年までに段階的に見えてくる。2050年までに16,000人キープが10,000人になってしまったら、目標達成は無理である。今の説明は2060年の話。途中の段階的でかなり差が出た場合も17,000人を目指していくのか。

事務局：国の人口ビジョンは2030年に日本の人口が1億人を割る。2060年には1億人に留めたいというのが国の人口ビジョン。河南町としても国と同じように2060年に17,000人を目指すというビジョンを立てている。総合戦略については、平成27年～31年の5年間の計画なので、その後も総合戦略や総合計画をどうやっていくかは我々で議論しているところ。2060年には17,000人を目指すというのが河南町の人口ビジョンである。

中川委員：5年後の見直しには人口ビジョンが変わる可能性があるのか。

事務局：そのあたりは今後の議論になる。国がどう示してくるかを待っているところ。

若生会長：河南町が2060年に17,000人の人口を目標にという話でした。そのあたりの見直しについては、河南町総合戦略推進会議のなかで詳細な議論をしていくので、この場での詳細な議論は控えたいと思う。その中でも協働のまちづくりに精通する内容が含まれているでしょう。次第の2について、前回会議のときに協働の取り組み事例をもっと知りたいとの声があったの

で、ここで事務局に説明いただきたいと思う。時間の都合上、次第3「昼間・夜間の人口構成」についても併せて説明いただきたいと思う。

3. 主な協働の取り組みについて、昼間・夜間の人口構成について

事務局：

第1回目の推進会議では、「協働の取組状況」について、パンフレットに掲載のある10項目の事例を紹介した。町行政が事業として取り組んでいる事例、各種団体が地域で行っている事例など、その他にも数多くの協働の取り組みがあるが、その中からピックアップしたものを資料3に示している。

- ・「あそびのひろば」では、親子連れや友達同士などで楽しめるイベントを開催。
- ・「大阪芸術大学との連携強化」では、町立中学校吹奏楽部と大阪芸術大学ウィンド・オーケストラによるぷくぷくサンデーコンサートの開催や、走る広告塔として町のPRのため学生によるオリジナルナンバープレートのデザイン作成。
- ・町の魅力増進、魅力発信を目指した地域活性化イベントとして、毎年、かなんフェスを開催。
- ・防災意識や自助・共助意識の高揚、災害対応能力の向上、関係機関との連携強化を目的として、町及び各種団体が合同で町総合防災訓練を実施。
- ・白木小学校の跡地利用の検討のため、白木小学校地区の委員さんにより、跡地利用の検討に向けたワークショップを開催。
- ・町の木「さくら」を町内外に発信するイベントとして、かなん桜まつりを開催。
- ・町内一斉清掃及び環境保全活動のため、毎年9月にクリーンキャンペーンを実施。
- ・河南町ボランティア連絡会が、ボランティアの輪を広げるために、2年に1回ボランティアフェスティバルを開催。
- ・こども園、保育園、小学校、老人ホーム等の方々とタマネギやジャガイモなどの収穫体験のため、河南町老人クラブ連合会が、ふれあい農園活動を実施。
- ・小さな子どもから高齢者まで楽しめる、子どもゆめづくりフェスティバルを開催。
- ・健康寿命の延伸と高齢者の生きがいのために百歳体操を各地区で実施。

続いて、資料4-1は男女別の昼間人口と夜間人口のピラミッドであり、資料4-2は男女を合わせた昼間・夜間別の人口ピラミッドになっている。出典は、平成27（2015）年の国勢調査。15～19歳、20～24歳の昼間人口が夜間を上回っているのは、大阪芸術大学の学生と考えられる。その他の階層は、概ね夜間より昼間の方が少ない結果となっており、昼間に就業のため町外へ働きに行っていることが考えられる。さらに、前回の会議時に若生会長がおっしゃっていたとおり、20代と30代の人口そのものが少ない結果となっており、大学を卒業後に町外へ就職し、町外で居住していることが考えられる。

4. かなんまちづくり基本条例策定の経過について

若生会長：

65歳以上が極端に多いのは、5歳単位で区切って65歳以上をひとまとめにしているからで、65, 70, 75, 80, 85とみると少し高齢人口が多い状況かと思う。20代30代が少ないというところ。

意見交換を行う前に、かなんまちづくり基本条例制定の経過について、簡単に説明させていただく。まちづくり基本条例の制定については、協働のまちづくりを推進するうえで、河南町のまちづくりの基本

的なルールを定めた条例が必要であるということで、まちづくりの基本原則、住民・議会・行政のそれぞれの役割など、河南町にふさわしい協働のまちづくりの在り方を定めた内容となっている。ひとりひとりの個性や権利を尊び、自覚と自らの責任をもって主体的に参画するまちづくりを基本原理とするため、まちづくり基本条例を制定した。住民が主体となるまちづくりの基本となる事項を定めるもので、住民・議会・町が手を取り合い、人々が住みたいと思うまちを実現することを目的としたもの。住民は、まちづくりに参画する機会を保障されること。まちづくりに関する情報を知る権利を得ること。住民・議会・町が互いに理解し、信頼関係を深め、手を取り合って、協働によるまちづくりを推進することなどが定められています。

この協働のまちづくり推進会議では、条例制定からこれまでの間に河南町の不足する部分がいかに補われ、河南町の良い部分がどう伸ばされてきたのかを議論し、今後この条例がどのように活かされていくのかを検討することが趣旨である。

まちづくりのルールを作って5年が経ち、これでいいのか、あるいはまちづくりがどのように推進されたか、色々と議論した上で、条例に反映させていくという議論の機会であると思います。本日は、この条例がいかに活用されるべきか議論したいと思いますので、皆さまの意見交換をお願いします。

5. 意見交換

〈協働のまちづくりについて〉

佐々木委員：資料3で協働の取り組みを説明いただいたが、まちづくり基本条例の趣旨から外れていると思う。資料3にあがっているのは、すべてが町主導で町がやりたいことを協力してくれる住民を集めたものを協働と言っている。このまちづくり基本条例を策定したときは、住民の自発的な取り組みを町なり議会なりが支援して三者が手を取り合っという形だったが、今はトップダウンの形しかない。そうなった何らかの難しかった原因があると思う。どこに原因があったと行政として考えているか。

若生会長：前回もこの議論が出たと思う。本質の話。取り組みが少ないということで、今回出していたが、それは行政が主導してしたことではないかという、住民が自発的にするものをいかに支援するのかが、この場で議論すべきこと。

佐々木委員：難しくなる要因があるのか。雰囲気醸成されていないとか。

事務局：地域の方々は地域の財産を守るために、協働のまちづくりをしていただいていて、それは有形無形のものがあり、当たり前なのが住民の力で河南町が成り立っている。事業として言葉で示すのは難しい。地域で活動されている例は多々あると思う。

佐々木委員：住民の方がゴミ拾いをしてくださったり、マンホールの破損を知らせてくださったりなどは多々ある。ここで言っているのは、小さなサークルが良いことをしたい、手を貸してほしいと言っているときに、何も支援してこなかった、もしくは来る体制が整っていなかったなど、何が一番ネックになっているのか。そこを解決しないと条例の話も進まない。行政が考えている課題とは。ぼやかした言葉はいらない。

森田委員：協働のまちづくりの理念は行政があり、住民がいて、そこに議会がある。主役は住民。なぜかという、選挙で町長・議員を選ぶ。そこに参画するのが1点ある。資料3の協働の取り組みは区分するとほとんどイベント。町主催のものや団体主催のもの地域主催のもの、それ

を支援している。実際には協働のまちづくりはマインドである。心をつくっていく、盛り上げりを高めるとというのが条例の趣旨だと思う。全てが協働のまちづくりにつながっている。まず子どもが生まれて、予防接種などの法律で決まったものや町事業を提案する、それに住民が参加し病気にならないようになっていく。次に住民健診などで早期発見すると医療費、国民健康保険費が少なくなって、まちづくりがやっていける。そういったところからの出発もある。防犯で地域の方が見回りをしていただいている。自主防災組織もそうであり、いろいろなところでまちづくりがある。あくまで町が関与しているものを資料3で示している。協働というのは、町が関与しないでする住民の自発的な活動も町は認識しながら側面から支援するというのもこの条例の趣旨であると思う。行政がやっているだけという捉え方をする必要はないかと思う。具体的に何かを作る、協働のまちづくりをするためのセンターを作るというものではない。心のよりどころ、まちづくりのよりどころとなるような条例。この条例に基づいて何かをすゝるとかではなく、していることが条例の趣旨に入ると感じると思う。

佐々木委員：それなら、この条例いらない。今できているというなら、この条例いらない。そうではない。住民が自発的に何かをしたいというときに、相談に来たら門前払いにされているのが現実。三者が手を握り合つての協働。

森田委員：相談に来たら相談には乗っている。どこまで出来るかというのは、住民の自発的なところを尊重しながら、町は行政としてどう対応するかである。

佐々木委員：そういう自発的なところを育成するために、動きを活発化するために、この条例がある。

若生委員：話がかみ合っていない。森田委員の予防接種や防犯の話とかは、住民と行政がほぼパラレルなもの。そういった行政に準ずるような仕事ではなく、自発的に起こっている住民の草の根をいかに掘り起こして支援していくか。むしろ目に見えない協働の取り組みを具体的に10個くらい出していただいて、こう手を加えたらこうなつただろうでも構わない。その掘り起こしが大事。佐々木委員がおっしゃっているのは、そういう意味だと思う。前回もこの議論があつた。

浅野委員：資料3の中で、社協の団体が取り組んでいるものも結構あつた。ふれあい農園活動は、お年寄りの数名の方からスタートして、だんだん広がっていったもの。町の援助は全くないと思う。自発的な活動であり、それがだんだん輪を広げて、この主な協働の取り組みに選んでもらえたと思う。ゆめづくりフェスティバルも民生委員の自発的な活動で、長い歴史から今日に至っている。絵本の読み聞かせ活動もしかりである。クリーンキャンペーンは五分五分。一概に資料3の取り組みが、町のペースで進んだものではない。今私が申し上げた活動をさらに広める活動を今後我々でやっていきたい。その中で、他でしている小さい活動を吸収させていただいて、役所に頼むのではなく、組織として広げていきたいという思いである。

〈住民参画について〉

中川委員：基本的なことだが、まちづくり基本条例は、まちづくりを誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもの。誰がというところで、議会・町・住民があり、住民参画が謳われていて、住民も一役となり三者で協力してやっぺいこうというのが基

本。浅野委員がおっしゃったように町も進めているけれども、議会・町・住民と比較すると、住民参画が弱いのではないか。住民参画を集中的に高めていき、三者が等分に協働して、同じ立場で協働のまちづくりに参画できるようなスタンスを早急に作るべき。町も徐々にしていると言っているが、その差がある。その取り組みとして具体的にどう考えているか聞きたい。

村元副会長：住民参画について、なかなか住民が出てきてくれない。ひとりひとりの力を期待しているという呼びかけが必要である。そういうことが先決の問題。

若生会長：住民参画の芽が出にくいということである。

〈総合戦略と条例について〉

清水委員：総合戦略で、かなんまちづくり基本条例の項目、協働のまちづくりの推進の項目で、主要施策として、かなんまちづくり基本条例の啓発、NPOの設立や活動の支援を事務局の方で挙げておられる。そういった資料は委員に提供しているのか。

事務局：提供していない。

清水委員：事務局の認識が平成28年1月の総合戦略策定時と徐々にずれてきている。「住民が主役」は私もそう思う。地方分権時代の地方自治の中で、その言葉を使われているが、説明できるか。平成28年当時は、「住民が主役」という言葉のビジョンは示されなかった。

若生会長：総合戦略のあり方を議論するのではなく、条例の見直しが必要であるかの話を。

清水委員：総合戦略が響いてくるのではないかとということ。条例策定時に、私は入らなかった。条例は行政義務をこなすためのものではなくて、基本的なルールを定めた以上、住民参画や行政運営についても波及してくる。そこで、行政がどう対応するかであり、基本条例の議論はすごく重要。

若生会長：具体的に条例のどこを見直すのか、具体的にどんな活動が生まれてきたのかという議論をしている。条例がうまく活用できていないのであれば、そこを活発に議論いただきたい。第3章住民の権利、第4条、第5条。前回、第6章住民参画、第10条の第1、2、3項等が議論の対象となった。具体的に住民参画、まちづくりを進めるうえで、ネックになっているところを中心に議論を。難しければ条例文を改正することも視野に入れたい。

〈行政の対応について〉

佐々木委員：条例ができてから、新しくあった住民の動きとして、のら猫の避妊矯正手術を行うグループと譲渡会を行い殺処分ゼロを目指すグループが町内に2つ出来た。それに対し、町に何度か相談をしているらしいが、門前払いという状況が続いている。住民参画を推進していくということは、のら猫被害を減らしていこうとする活動を育てるような方向に持っていかなければだめ。猫に限らず、そういった自発的なものをどんどん作っていくために、というところで第6章がどのようにネックになって進んでいないのか。

若生委員：譲渡会、殺処分ゼロの会が行政に協力を求めても何もないと。

佐々木委員：殺処分するのにお金がすごくかかるので、行政で動物基金があり、そこで個人でもらえる避妊去勢のチケットの枚数が限られている。行政でホームページに載せるだけで、動物の避妊去

勢のチケットがたくさんもらえる。チケットをもらうため、活動していることを作ってとのことで、2つのグループができた。ホームページに載せるだけの小さなハードルを求めても、全く音沙汰がない。議会も協力して言っているが、行政だけが「うん」と言わない状況。条例ができてからも、このような状態。

若生委員：猫の問題に現れた、住民団体と行政のまちづくりへの取り組み。このようなことをどんどんこなしていけば、自発的に参画が起こりうるだろう。何が原因か。

事務局：猫の問題に関しては、予算的なものや近隣問題等がネックになっていると考えられる。

佐々木委員：はっきりした答えがいつも得られない。何がネックかといえば、多分町長が「Yes」と言わないだけ。住民が主役であって、町長は主役ではない。そこを条例の中で、どのように変えていくか。この条例があるから、町長も「Yes」というように持っていけるようにしないといけない。

中川委員：それは極端である。

事務局：個別の案件は別にして、町の発信の仕方を佐々木委員は言われていると思うが、町としてはホームページや広報紙、同時にチラシ配布など、またそれ以外のツールで発信する方法を今後検討しなければいけないと思っている。

佐々木委員：そんな答えはいらん。

若生会長：今のは結構大事。今のような議論では、いつまで経っても同じ。ホームページに掲載してほしいと言ったが、掲載できない理由を。一般論でいうと、ここまでは出来るけど、ここまでは出来ないという情報を常に住民に返していけば、住民も納得できて、今後できる範囲で提案する形になる。そういう芽を耕すことが大事。なぜ出来ないんでしょうね。

佐々木委員：近隣でしているところは、いっぱいある。

村元副会長：第10条を具体化するという話の中で、おっしゃっていると思う。第10条第1項で「町は、住民がまちづくりに参画する機会が保障されるよう多様な住民参画の仕組みの整備に努めるものとします」と堅苦しく書いている。範囲が広いと思うが、どう捉えるかというところ。要望があれば、すべてしないといけないという訳でなく、良し悪しがある。その点は検討する課題だと思う。

若生会長：「努めるものとする」と書いているが、無理なものもあると思う。無理である理由を住民が納得できるような理由を提示すれば。芽をいかに引き上げていくかが議論すべきことであり、条例の趣旨である。

佐々木委員：7年前に私が言って門前払いにされたという状況が、条例ができてからも続いている。条例があっても変わらないのかという話。

〈要望の可視化について〉

石原委員：この条例は、職員全員に理解が届いているのか。

事務局：制定したときに、職員に周知をしているので、理解してもらっていると思う。それ以降は、新しく入った職員等については説明したことがないので、全職員というわけではないかもしれない。

佐々木委員：要は行き届いていないということ。

石原委員：佐々木委員の話とかも、実際どこの課に言いに行ったか分からないが、今後でてくるものが、すべて秘書企画課にくるか分からない。門前払いといっても、その受付職員が無理だと返してしまっていたら、情報として上まで吸い上げられていない可能性もある。上までいったら、判断も違ってくるかもしれない。

若生委員：要望の流れの可視化。その整備に努める。この条例の整備の中には、そういった整備も含まれるかもしれない。

石原委員：上まで情報がちゃんといっていたら、支援すべきものなのか、できないものなのかの判断が最終的に下されると思う。上までいっていなかったら、意味がない。

若生会長：いろいろな要望がでてきて、すべては出来るはずがないと思う。どこかで線引きがあるはず。この辺の生協かどこかは、会員からの要望に「これはこうで実現した。これはこのような状況だから無理。」と全部答えている。当然だと思う。住民から発意された根を行政が吸い上げるところを可視化していけば、風通しが良くなるのではないかな。

石原委員：町からこうしましょう、議会からこうした方がいいのではという意見は出やすいと思う。住民目線からすると言いくいし、やっても自分らで好きにしているから別にいい、ややこしいという捉え方をする人もいると思う。それが出来上がったら、最終的に言いやすい環境が整うのでは。

若生会長：まちづくりへの参加の要望窓口がどこかにあるとしたら、要望書を書いてもらうというのはどうか。

柴田委員：賛成です。

若生会長：それに対して、できるものはできる、無理なものは理由の回答を。そういうコーナーが役場にあるだけでも、条例の正解だと思う。もっといいまちづくりをしようという動きになるのでは。

中川委員：昔、目安箱とかあったのでは。

柴田委員：正しくそのとおり。病院でも苦情や不安があれば箱に入れてくださいとなっている。今の話でいえば、私も5件ほど役場に対して物申したことがあり、返事をもらわなかった。役場の立場が曖昧だと感じた。少なくとも、苦情や要望があった場合は、大小に関わらず役場は責任をもって回答するようなシステムづくりが必要だと思う。住民からの提言に必ず返事を行う、その受付場所を定めるというルールづくりはしてほしい。

若生会長：今の話に何かご意見ありましたら。

森田委員：住民からの行政に対して、議会に対して、いろいろなところに意見はあると思う。意見を出すような仕組み、昔でいう目安箱みたいな仕組みの形として、箱を設けるのか、ホームページ上で投書欄を設けるのか、いろいろな方法があると思う。そういったことは委員会として、町に仕組みづくりをと言うのはいいと思う。

中川委員：議会の立場として、議会傍聴後にアンケートをしている。その中で、各議員に対する苦情等が多々ある。偏った意見もあり、今は聞き置く程度に収めている。改善できるところは改善するところで、無記名なので回答を出せないが、すべて回答するのは、難しいところもあるのはある。ある程度の線引き。

若生会長：それは違う。まちづくりに参画する提案をしたことに対して、答えていただきたいということ

ころ。私は、ホームページで公開した方がいいと思う。雰囲気が醸成されると思う。

清水委員：会長の意見に賛成。私は、大阪市にずっと勤めており、大阪市では市民の声を毎日 24 時間受付している。苦情・要望・意見があり、すべて見ている。意見を受けるとことは行政にとって、励みや反省の材料になると思う。システムとして入れるべきだと思う。

若生会長：これにうまく対応していけば、ひとつの売りになると思う。どなたか専属で対応して、面白い回答をしていけば。条例の趣旨に合うと思う。

村元副会長：区長をしていて、私も地域のことを相談されたりする。その中で、役場に来て担当課で話をすると、要望については無理なものが多く、検討してもらうのもなかなか前に進まない現状。

清水委員：毎日声が出てきて、1つ1つ答えるのが原則。大阪市の場合は、そうだった。組織としての意思形成となり、活性化できる。

森田委員：今の町の対応として、全くご意見箱みたいなものがないわけではない。ホームページ上で意見は出せるようになっている。それに対して、お名前や連絡先が書いていけば、回答はその都度行っている。箱といった目に見える形のものはやっていないので、その点を含めて検討していったらいいと思う。

若生会長：やっているとだけ言われれば、この議論は終わってしまう。条例ができた、風通しがよくなった、役場に行ってもこのように提案するという道筋が住民に分かるよう開示して説明していく取り組みが大事。

森田委員：形ができれば、意見しようかという方も出てくる。先程の人口ピラミッドにあったように、生産年齢人口の方が都会へ働きに出てということであれば、夜にしか河南町に居ない。昼間に河南町にいないので、なかなか動きがわからない。そういった意味でも参画でどういった形をとればいいのかというのは課題である。生産年齢人口の階層にどうアプローチするか、今後大事になってくる。

若生会長：もしやるとすれば、匿名はだめ。意見する人も名前を書いて、それを公開するのは当然だと思う。このような道筋もあるということで、何か他の議論は。

〈住民投票について〉

中川委員：森田委員から話が出たが、住民参画の一番大きなものは選挙に出て、議員を選んだり町長を選んだりということだと思う。その中で、他自治体の住民基本条例を見ていると、住民投票の実施が多くの条例で謳われている。住民が直接的に参画できる機会をつくっている。河南町には入っていない。住民投票の実施について、住民参画の中に入れるというのが私の意見なので、議論していただきたい。

佐々木委員：住民投票については、策定時に話が出ていた。入れるか入れないかの議論をして、最終的には入れないという意見が多かった。どういう意見かは覚えていない。

事務局：結論として、住民投票するような案件が出たときに、個別の条例で対応するという話になったと思う。

中川委員：かなんまちづくり基本条例が、町の中心的な条例だと考えたときに、条例の中で謳っておくというのが重要ではないかと思う。実際できるかは別として。

事務局：策定時に1年4ヶ月の議論の中で、住民投票や総合計画などいくつかのテーマがあった。総

合計画については、基本構想が議会の議決が必要ではなくなったので、条例では、『まちづくりの総合的な計画「まちづくり計画」を策定するものとする』と、わざわざ条文には入れた。

中川委員：河南町の独自性があっていいと思うが、調べてみると多くの自治体で住民投票が入っており、当初からの議論は知らなかったのが、提案させていただいた。

柴田委員：住民投票するというのは、事案が起こったときに決めるようなものではないと思う。ここに入れるのか違う条例に入れるかは別として、どこかに入れるべき。

清水委員：基本的な条例ということを踏まえると、住民投票制度については、行政手続、法令遵守、情報公開、個人情報保護、このあたりに並列して必要だと思う。他にも、団体が行政に何か支援をいうのは、ひとつのまちづくりの話である。たとえば、国が認めた制度であるノーアクションレター制度を行政運営の章の中に入れてはどうか。また別に、オンブズマン制度が入っている自治体もある。そういったことが河南町を売り出すことになると思う。

中川委員：近隣の奈良県の上牧町では、住民投票ということで、「住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。議会及び町長は、住民投票を発議することができます。住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。」という最後のところが、住民参画の一番大きなところになると思う。何個か出してみたが、ほとんどのところが書いている。

若生会長：当初策定時、1年で終わる予定が1年半もかけた。最高規範や住民投票の話をした記憶がある。自治体がまちづくり基本条例を作り始めた頃で、他自治体の事例をいくつか調べて、それを元にこの辺だろうというところで決めた。この5年間で他自治体はどのようなまちづくり基本条例を制定して、その守備範囲がどのくらいなのかを調べておくのは、ありだと思う。基本的に今日議論するのは、この5年間でこの条例を元に住民参画がうまく進んでいるのか。そこをチェックして内容を改正するかどうかがこの趣旨。その辺の議論を進めたい。

佐々木委員：住民投票の話に戻るが、策定当初も私は入れたい派だった。他自治体の条文を聞いても「最大限の尊重」ということで、そこを変えることで、事例の有無に関わらず、住民が自分たちが主役、自分たちの条例だという色が濃くなる。入れるのが良いことだと思う。各々の条例で、住民投票の法律で対応するという事も分かるが、あえて謳う重要性もあると思う。

柴田委員：これも答えをいただこう。誰もここで、出来るという答えはないと思う。

若生会長：前は議論した上で、入れないということになった。入れるという議論が出てくるのであれば、一般論としていうのではなく、この5年間で運営した中で、やっぱり必要であるということであれば、積極的にすればいいと思う。その辺、佐々木委員どうか。

柴田委員：そういうことであれば、佐々木委員が個人的にということにして、意見として町に出せばいい。この会議で出せないというのであれば、それでここはおしまいにして、佐々木委員は議員としての立場があるので、議員として言えばいい。

若生会長：まだもう1回会議があるので、一度他自治体のこの5年間に作られたまちづくり基本条例を調査していただきたいと思う。

浅野委員：この5年間で振り返って、住民投票が必要な具体的な話があったかどうか。

柴田委員：私が住民投票したらいいと思ったのは、町長と議会との退職金問題。こんな恥さらしなことを住民はどう思っているのか、住民投票してみたらいいと思う。

若生会長：それがまちづくり条例にかかるかどうか。政治の話。

中川委員：事例があるかなしかは別として、私が調べた4つの条例で、ほとんど入っていた。この5年間でいろいろ動いたかというのは調べてほしい。

浅野委員：私が言ったのは、これに関わることで事例があったかどうか。

若生会長：委員の中で何かあれば、出してもらってどんどん議論したい。

〈まちづくりの人材確保及び育成について〉

谷口委員：この5年間でいかに住民が主役で協働のまちづくりが出来てきたのかは論議しないといけない。大小いろいろあるが、把握できているかどうか。こつこつ目に見えない形でされてきた方もいて、資料3に目に見えた形で各種団体等の取り組みもある。猫のグループも含め、個人で取り組んでいる人もあちこちにいると思う。それを役所として把握して、その人たちにアドバイスや援助ができるような条例になっていると思うが、いかに出来ているかを考えていかないといけない。住民が主役ということで、住民でも積極的にやってくれる方に、協力や応援をしてあげないといけない。

若生会長：積極的に応援する仕組みの整備をしないといけない。

柴田委員：第6章第10条第2項「まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成」はこの5年間に何か行動を起こしたか。実績は。

若生会長：これは、町民の育成もだが、職員の育成もそうだと思う。それも含めて、三者で総合的にまちづくりを自発的に行うシステムを作っていこうという条例。

森田委員：まちづくりを担う人の育成、自治会活動とか隣組の活動とかに参画する気運を高めて、活動の中心となる人がいたら、まちづくりの人材が出てくる。町職員にそれを支援するような研修は実施している。他市町村では、地域担当として地域に住んで自治会に入会などしているところもあるが、町はそこまで出来ていない。まちづくりに関して活躍されている方に町に来ていただいて、職員研修などをしている。目に見えて形として現れているものは少ないかもしれない。

若生会長：町民の間から出てきた人をどう育成するか。

森田委員：安全・安心対策の防犯については、地域防災力を高めるために、自主防災組織の支援をしている。自主防の中心は防災士という資格があり、その取得に半分助成などして、地域の人材育成はこつこつしている。条例はそれぞれ方向性があるので、ひとつひとつは防災とか教育とか、それに個々に対応するという形。

若生会長：個々に対応というより、もう少しシステム化した方が広がっていきやすいのでは。

村元副会長：地域のことで、防災・防犯、社協の福祉関係でも、担当者を探して依頼するのが区長としての立場。年に数回、町や社協主催の研修会や講習会に参加していただいている。依頼するのに苦労している現状。内容によっては、進んで参加してくれる場合もあるが、渋々の場合もある。ひとりひとりの力が必要だということをもっとアピールしていかないといけない。

森田委員：先程、いきいき百歳体操が出ていたが、それは町から体操のメニューは提供しているが、会を作るのは地域の区長さんや団体が協力して、地域コミュニティと健康づくりといろいろな方向で活動するというので、25地区の各地区集会所で自主的な活動をしている。取っか

りについては、町が指導するなどの支援は行っている。多方面でそういうことがある。そういう活動をするような人を支援することで増やせればいい。育成というより、元々能力を持っている人がたくさんいるので、その能力をまちづくりに活かせるように持っていく。

柴田委員：それであれば、この条文は「町は」と主語が町になっているので、「町と住民は」にしてもいいと思う。私も若い人に目をつけてピックアップを行っている。後継者不足が前回会議でも話題になった。この5年間の問題として、後継者不足についても、もっと考えていく必要があると思う。

〈逐条解説について〉

中川委員：条文自体がなかなか噛み砕いて理解しにくいので、他自治体もしているように逐条解説を出して、住民にとって具体的に分かりやすくすればいいと思う。できれば検討していただきたい。第22条の5年の見直しにちょうどいいと思う。

〈女性の活躍および対話する場について〉

佐々木委員：前回のことで言うと、女の人が全体的に不足しているとよく言われるが、別に不足している訳ではなく、出てきにくい環境である。男の人たちが決めたことを一步引いて見ているのが現状で、本当はその人たちもいいアイデアがあつていいことが出来るのに、文化的に一步引くことが求められているように感じる。条例のなかで謳わなくても、男女比がいびつなのは確かなので、それを少し改善するように町も住民も皆が協力しようということを書いてもいいと思う。でないと若い子もなかなか出てこれない。

若生会長：積極的に女性の主体的意見を反映するという意味。

清水委員：地域の自治会で活動していても、女性の発言は少ない。なぜかというところがある。

佐々木委員：言いにくい。雰囲気的に。

清水委員：たとえば、男性が区長という中で、無視されたらどうしよう、こんな発言は恥ずかしいのではと思ったりすると思う。どんどん女性から声をかけてもらうためには、自治会の役員会の時間だけではなく、様々な学習の場が確保されていないと出来ないと思う。学習の場として、行政が提供するものとして、第11条第3項にもあるが、対話する場としてソフト面もあり物理的な面もある。各地区に集会所等があるが、利用制限をされているか事務局に聞きたい。

村元副会長：各地区によって、決まり事があると思う。その中で、町から借りているのがほとんど。特に利用制限はされてないように思う。

事務局：地区によって地区で管理されているので、地区の差はあると思う。

柴田委員：大宝でいうと3つの集会所があるが、1つは全部無料、2つは自治会活動以外の団体は費用がかかる。休みの日等は決まっている。費用面での差別はある。

中川委員：政治的なものや宗教的なものは、使えないようになっている。

村元副会長：それも地域によって違う。

森田委員：政治活動はOKになっていると思う。

清水委員：さくら坂集会所を20年使用しているが、町会議員候補者の立会演説会は一切ない。

佐々木委員：さくら坂は厳しい。

森田委員：取り決めは各自治会でしてもらっている。

佐々木委員：さくら坂だけは成り立ちが違う。

清水委員：勉強したいから集まりたいとなったときに、お金をとられるのかという話。

若生会長：むしろ反対。まちづくりに関することで集会所を使って啓発活動等を行いたいとなったら、むしろお金を出してもらってもいい話。

〈まとめ〉

若生会長：まとめていくと、この5年間住民参画が弱い。いかに引き出すかが問題。町にいろいろ提言しているが門前払いということに対して、文書で依頼して結果を行政で示して公開するのが住民参画を推進していくための後押しになるのではという議論。

住民投票の話では、当初からその議論があったので、この5年間でそのような事案があったかどうかを含めて、他自治体でのその後の取り組みで住民投票をどのように位置づけているか事務局で調べていただく。

人材の育成に関して、非常に重要なところ。第10条第2項「町は」を「町と住民は」にした方がいいのではという意見。第3項も同じかと私は思った。

逐条解説があれば、条例の趣旨がよく分かるのではないかという話。

女性が発言しやすいような環境をいかに取り入れていくかという提言。

概ねそのようなところだが、他に何かあれば。

佐々木委員：なし

若生会長：事務局には次回までに今のことを調べていただきたい。

事務局：了承。ただ、逐条解説が全条どこまで追いつくか心配があるが、できる限り作っていく。

中川委員：終わりのときに申し訳ないが、総則の目的、定義のところ「住民とは」「町とは」という中で「議会とは」というところがない。他自治体では、「議会とは、議員によって組織する合規性の機関およびそれを補助する議会事務局の職員をいいます」と定義として説明されているところもあるので、入れていただけたら有難い。議会については、第4章で入れているからいいとか言うやり取りはしたが、調べてみると入っているところもあったので、提案だけさせていただく。

若生会長：補足的で関係ない話だが、前回会議のときに小学校が統合して跡地がこども園になるという話で、2つの小学校を見せていただいて、なるほどと感じるところもあったが、町に提言させていただきたいと思っている。

それでは、活発な議論をありがとうございました。

6. 次回会議日程

調べる案件がたくさんあり、12月は議会があるため、1月に開催。

平成31年1月18日(金)の午前中に開催。